

学校感染症による出席停止について

医師の診察により下記の病気の診断を受けた場合は、学校保健安全法に基づき、感染のおそれがある期間は出席停止となります。(出席停止は欠席扱いにはなりません)

登校に際しては、下記の証明書を医師に記入していただき学校へ提出してください。なお、証明書発行にかかる料金は自己負担です。

<該当する感染症の種類>

第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病
ラッサ熱

第二種 急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、鳥インフルエンザ (H5N1、H7N9)、中東呼吸器症候群 (MERS)
重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

証 明 書

学科： 建築科 ・ 建築科二部

学年： _____ 年

氏名： _____

病名： _____

出席停止期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の疾患は治癒または感染のおそれがなく、登校しても支障がないことを証明します。

年 月 日

医療機関住所

医療機関名

医師名

印